

民法Ⅲ定期試験問題の正解と解説

2022年1月26日

松岡 久和

【問題1】

- 1 保証人と物上保証人の間には、人的な無限責任債務を負うか物的な有限責任のみを負うかの違いがある。
債務者から委託されて債務や責任を負担した場合、~~債務者に対する求償においては両者は等しく扱われる。~~
前段は正しいが、判例（最判平2・12・18民集44巻9号686頁）・通説は、物上保証人には事前求償権を認めない。事後求償できる範囲も、物上保証では失った担保目的物の価額が基準となる。したがって後段は誤り。なお、求償権を担保する弁済者代位においても保証と物上保証には差がある（501条3項参照）。
- 2 債務者が第三者に対して抵当権を設定した土地を時価の半額でその第三者に譲渡して移転登記もされた場合、債権者は、~~その譲渡を許害行為として取り消すことができる。~~
被担保債権額と土地の時価額次第で譲渡は必ずしも財産減少行為にはならず取り消せない場合がある。
- 3 Yに対する債権の担保としてYから譲渡を受けて譲渡担保を登記原因とする移転登記を得た土地甲を、Aが、被担保債権の債務不履行後に、Xに時価相当額で譲渡してXが移転登記を備えた（ここまでは前提であって正誤の判定の対象外）。この場合において、Xは、A・Y間の譲渡が譲渡担保であることを知っていたとしても、甲の所有権に基づいてYに明渡しを請求することができる。ただし、Yは、Aが清算金を支払うまでは、明渡しを拒絶することができる。
正しい。弁済期到来後はAに目的物を処分する権限があるので、処分によりYは受戻権を失う。対抗問題にはならないので、Xが背信的悪意者に該当するか否かを問題にする余地なく、Xが所有権を取得する。他方、YはAに対する清算金請求権を被担保債権とする留置権（295条）をXにも対抗できる。
- 4 期間の定めのない賃貸借契約について、その賃借人の債務を保証する保証契約は、書面によって締結され、そこに極度額の定めがあれば、保証期間の限定がなくても有効に成立する。
正しい。元本確定期日が保証期間を限定する役割を果たすが、個人貸金等根保証契約にはならない賃借人の個人根保証契約には元本確定期日の規定は適用されない（465条の3）。個人貸金等根保証契約であっても元本確定期日を定めなくても有効であり（同条2項）、本問の契約は要件（465条の2）をみたして有効である。
- 5 Xは、Aに対する1000万円の α 債権を保全するため、その弁済期後に、Aの唯一の財産であるAのYに対する800万円の β 債権を代位して、Yに対して直接800万円の支払を請求することができる。~~Yは、Xから支払請求訴訟を提起された後は、Aに対して800万円を弁済しても、Xの請求を拒むことができない。~~
前段は正しい。しかし、後段は誤り。債権者代位権が行使されても、債務者Aは被代位権利を行使でき、第三債務者YはAへの弁済ができる（423条の5）。代位訴訟が提起されてもこの結論には影響がないので、YはAへの弁済で免責され、Xの請求を拒める。

【問題 2】

- (問 1) 424条の要件（①被保全債権が問題の行為前の原因に基づいて生じており、②債務者Aが債権者Xを害する問題の行為を行い、③債務者がそれを知っていたこと）がみたされれば、XはAとYの間の贈与契約の取消しを裁判所に請求し、AからYへの移転登記の抹消をYに請求できる（424条の6第1項前段の現物返還は抹消登記請求の形となる）。本問では①～③の要件はみたしており、Yが自らの善意を証明できない限り、Xの請求が認められ、登記名義がAに戻るので、Xは戻った甲に強制執行ができる。
- (問 2) 時価額との差額400万円が財産減少行為だとみれば問1と同じである。しかし、売り急ぐ場合の5%程度の値引きは不合理ではなく、本件売買契約は相当の対価を得てした財産の処分行為と評価される。それゆえ、①財産隠匿等をするおそれが現に生じており、②Aが隠匿等の処分意思を有し、③受益者YもAの意思を知っていたことを立証できるときに限って、詐害行為の取消しを求めることができる（424条の2）。本問では、売買代金がどうなったか不明で①はみたされそうであり、鍵は、②と③、とくに③のYの悪意の立証ができるかどうかである。
- (問 3) 本件代物弁済は3000万円分が過大で財産減少行為であるから、424条の要件をみたす可能性が高く（上記問1参照）、3000万円の限度でA Y間の代物弁済の**過大な部分のみの一部取消し**を裁判所に求め、3000万円をXに支払うよう請求できる（424条の4。この場合には必ず424条の6第1項後段の**価額償還請求**になる）。
以上が原則であるが、さらに、本件代物弁済が、①Aの支払不能時に行われ（代物弁済がAの義務でなければ支払不能となる前30日以内に時期が広がる）、②AとYが**通謀して他の債権者を害する意図**で行った場合には、**代物弁済全部の取消し**を裁判所に求め、AからYの移転登記の抹消を請求することができる（424条の3、424条の6第1項前段）。
- (問 4) **A Yの売買契約が取り消せるものであること**（問2）に加えて、**それがXを害することを転得当時Zが知っていたこと**をXは主張・立証しなければならない（424条の5第1号）。
- (問 5) YのAに対する売買代金7600万円の返還請求権を、ZがYに支払った代金額6000万円を限度に行使できる。すなわち、本件では、**ZはAに対して、低い方の6000万円の支払**を請求できる（425条の4第1項）。